

処分基準整理票

処分の内容	義務違反による保護の変更、停止、廃止		
根拠法令及び条項	生活保護法第27条第1項、第62条第1項、第3項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 1 指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる程度で保護の変更を行う。 2 1によることが適当でない場合は、保護の停止を行う。 3 2の規定にかかわらず、不正受給の対象となるべき事実について以後あらためよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったときなど、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときに保護を廃止する。		
処分基準設定年月日	平成17年 10月 1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。